

借方 工場予備品(予備品価格)

貸方 甲種・乙種または製作貯蔵品(貯蔵品帳簿価格)

借方 工場経費(貯蔵品価格と予備品価格との差額)

予備品価格は乙貯の価格を基準としてあらかじめ設定されているので、新品から増備するときは、貯蔵品価格と予備品価格との間に差額が生ずることになり、その差額は工場経費で負担する。予備品価格は乙貯の価格とせず、新品の価格そのまま振替え、損耗したときに初めて工場経費に払出す方法も考えられるが、現在では前者の考え方によって規定されている。

(2) 修理不能になった工場予備品を貯蔵品に編入する場合

ア 借方 工場経費

貸方 工場予備品(予備品価格)

イ 借方 乙種または丙種貯蔵品(貯蔵品評価額)

貸方 工場収入(副産品収入)

この方法によると予備品が損耗して使用にたえなくなった場合は、いったん予備品から払い出した上、副産品として貯蔵品に編入することになるので、その補充を貯蔵品から行う場合は、増備の場合と同じ方法で、貯蔵品から予備品に振替える必要が生ずる。この方法をとれば、原簿の在고と現品の在고はつねに一致し、現品の管理面には非常によいが、損耗して使用にたえなくなったつど、予備品原簿の受払を行わなければならないので、手数料がいへんである。このため工場の多くは規定の方法とはらず、使用にたえなくなったときは、ただちに貯蔵品に編入はするが、予備品原簿から払出しを行わず、新品を工場経費に決算して補充するか、新品からは補充せず、新品を貯蔵品から払い出して取付けたときの取はずし品を、予備品として補充する方法をとっている。したがって前の方法に比較して手数料は簡単であるが、原簿額と現品のあり高が不一致になることが多い。

(3) 工場予備品を減額して貯蔵品に振替える場合

借方 甲種または乙種貯蔵品(予備品価格)

貸方 工場予備品(予備品価格)

この場合は形式廃車等によって当該工場予備品が不要になった場合、ふたたび貯蔵品に振りもとど処理であるが、規格改廃のため多くは使用見込がなくなった場合であるので、丙種貯蔵品に直接くり入れることも考えられる。しかし現在規格改廃によって丙貯に編入する場合は、処分の手続をとり地方資材部長がその承認を行うことにしていることと、不要になったものでも他に転用するということも考えられるので、いったん甲貯または乙貯に組替えた後、実際に使用見込のないもののみを丙貯に処分する方法をとっている。

(4) 工場予備品の保管転換をする場合

受入工場、借方 工場予備品 貸方 被仕向高

払出工場、借方 仕向高 貸方 工場予備品

工場予備品は帳票のあり高と現品のあり高との不一致になる場合が多いので、たな卸はとくに厳重に行う必要がある。区および工場の予備品担当の物品出納員は、毎年9月末および年度末にたな卸を行い、受払票の残と現品数の一致を確認しなければならないことに規定されている。この場合には(1) 原簿上の保有数が受払票に正しく記載されているか(2) 受払票の残と現品数と一致しているか(3) 原簿上の保有数と受払票上の差は加修工程にあることが記録されているか、等の注意を必要とし、たな卸の結果、予備品に増減のあるときは営業外勘定によって処理し、原簿と受払票および現品数とを一致させておく。

2 予備機器

信号通信・電力・機械(機械区にかぎる)および自動車関係の現業機関において、施設(営業用自動車を含む)の修繕または定

期検査のため、循環して修繕使用する目的で常備する必要のあるものをいい、その取扱方は「予備機器の取扱方について(昭和27・4・5公報依命通達)」で規定されている。予備機器も工場予備品と同様に、財産を構成する機器を取りはずして修繕もしくは定期的に検査をする場合、損品を取りはずしてただちに代替品を取りつけるような体制をとっておくために、あらかじめ保有する作業資産をいい、その品種・数量および価格は資材局長がそれぞれ経理局長、電気局長、施設局長または自動車局長と協議して定めておくものである。

品名は予備機器設定の趣旨にしたがって、循環するものを選定して定め、数量は設備数・修繕回数・修繕に要する日数・解体検査の年限等をしんしゃくして定め、価格は乙種貯蔵品の価格(甲貯の $\frac{1}{5}$)をもって算定した。これは予備機器はその大部分が最初は新品から補充されるが、いったんすえ付けられた後は循環して修繕されるので、設備数の大部分は再用的なものであるからである。予備機器の受払帳簿としては、物品出納役の保管する予備機器原簿と、物品出納員が保管する予備機器受払簿および予備機器受払票の3種を定めている。

出納保管責任者は、貯蔵品および決算品とは別に設定されている。すなわち信号通信および電力関係では、電修場で解体検査および修繕するものと、電力区・通信区等修繕受持区で修繕するものとに分け保管区分を明らかにしている。電修場の場合は電修場長が分任出納長で、電修場に物品出納役を置いて各区分の配付内訳を持つ予備機器原簿を保管し、区においては区長を物品出納員とし各区分の配付内訳をもつ予備機器受払簿を保管し、各区分の工事担当者は受払票をもって、修繕および原簿の受払事由にしたがって受払を行うのである。区で保管運用するものについては、区長が分任出納長となり、区員が物品出納役で予備機器原簿を保管し、区分の工事担当者が受払票をもつから、電修場で運用する場合のように受払簿をもつ必要はない。予備機器原簿および同受払簿は(1) 不良になった予備機器を貯蔵品にれい入した場合(2) 予備機器を貯蔵品から受け入れた場合(3) 予備機器を亡失し損した場合(4) 予備機器を保管転換した場合にその受払が行われ、同時に物品出納役は要求者として伝票を発行する。

解体検査の結果またはその他の理由で修繕不能となった機器は、予備機器原簿を保有する箇所貯蔵品にれい入し、その不足分を設定数を減額する場合を除いては、ただちに貯蔵品から充当しておくものである。

貯蔵品にれい入する場合は、いったん予備機器を当該経費に決算した後丙貯にれい入し、新品を予備機器に振替える場合の貯蔵品価格と、予備機器価格との差額も当該経費(材料費)で負担する。したがって損耗の場合の材料費と補充の場合の材料費の合計額は、貯蔵品から材料として直接に決算する場合の費額と同額となる。予備機器を亡失損傷したときは貯蔵品の場合と同様の処理をする。ただしこれは使用による摩耗損傷でなく、保管者または使用者の不注意過失によることはもちろんである。

保管転換とは、異なる物品出納役間の予備機器の移動をいうのであって、貯蔵品の場合と同様に保帳票によって処理する。これに要する経費は第2貯蔵品の場合と同様、発送付帯経費・運賃および到着付帯経費ともに受領所で負担する。またこの場合は積送品勘定とおさず、借方予備機器を仕向けることによって処理し、現品は物品送付書によって受授を明かにしている。(清水光利)

よびもどしてけん 呼戻電鍵 (英) call back key 手動交換機の接続ひもそのほかに設備され、外形および構造は結合